

大分大学医学部基礎医学画像センター規程

平成22年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部基礎医学画像センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大分大学医学部における死亡時画像診断による死因究明、解剖学教育の支援及びその他CT装置等を利用した研究等を推進し、もって医学・医療の発展・向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 死亡時画像診断による死因究明に関する事項
- (2) 解剖学実習献体のCT撮影等に関する事項
- (3) その他CT装置等を利用した研究に関する事項

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医学部の教員 若干人
- (4) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、医学部の主担当の教授のうちから選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学部長が任命する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部長が指名する教員)

第6条 第4条第3号の教員は、センター長の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 第4条第3号の教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、大分大学医学部基礎医学画像センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則（平成22年医学部規程第1－3号）

- 1 この規程は、平成22年6月9日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命されるセンター長、副センター長及び兼任教員の任期は、第5条第5号及び第6条第2号の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部規程第1-5号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。